

年頭によせて

～仕事と生活の調和の実現に向けて～



内閣府特命担当大臣（少子化対策、男女共同参画） 上川陽子

新年明けましておめでとうございます。

希望にあふれる新年をお迎えのこととお慶び申し上げます。

年頭にあたり、少子化対策、男女共同参画を担当する閣僚として所感の一端を申し上げ、新春のご挨拶とさせていただきます。

【国民の結婚・出産に対する希望の実現】

少子化対策については、国民の結婚や出産に対する希望を実現するには何が必要であるかに焦点を当て、効果的な対策を再構築し、実行を図るため、昨年十二月に「子どもと家族を応援する日本」重点戦略を決定しました。重点戦略においては、働き方の見直しによる「仕事と生活の調和」の実現、多様な働き方に対応した保育サービス等の子育て支援サービスの再構築の二つの取組を、「車の両輪」として進めていくこととされています。これらを踏まえ、平成二十年度予算案においても、待機児童の解消に向けた保育所受け入れ児童数の拡充を図るとともに、家庭的保育など多様で弾力的な保育サービスの充実、子育て不安や悩みを相談できる地域の子育て支援拠点の拡充などを盛り込んでいます。今後、重点戦略の内容を実効あるものとするため、関係省庁と密接に連携しながら、必要な法律の見直し、費用分担等を含む具体的な制度設計の検討など、少子化対策をさらに加速させたいと考えております。

【仕事と生活の調和元年】

「仕事と生活の調和」の実現は、少子化対策としてのみならず、労働市場改革や、

男女共同参画の観点からも重要であり、国民一人ひとり自らが望む生き方が出来る社会の実現や、我が国社会経済の長期的安定の実現等にとって必要不可欠です。そのため、昨年十二月、関係閣僚、経済界・労働界・地方公共団体の代表等からなる「ワーク・ライフ・バランス推進官民トップ会議」において、「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）憲章」及び、「仕事と生活の調和推進のための行動指針」を策定しました。この中では、企業とそこで働く人、国民、国、地方公共団体の果たすべき役割等が明示され、国は企業やそこで働く人、国民の取組を積極的に支援し、多様な働き方に対応した子育て支援や介護などのための社会的基盤づくりを積極的に行うこととされており、平成二十年をいわば「仕事と生活の調和元年」と位置づけ、官民連携のシンポジウムの開催や、労使団体への協力要請等を含め、仕事と生活の調和の推進に全力で取り組んでまいります。

【「2020年30%」への着実な前進】

女性も男性も、すべての個人が喜びや責任を分かち合い、個性や能力を発揮できる男女共同参画社会の実現は、豊かで活力ある社会を築く上で不可欠であり、二十一世紀の我が国社会を決定する最重要課題です。このため、二〇〇五年に閣議決定した「男女共同参画基本計画（第二次）」に基づき、諸施策を積極的に進めてまいります。

日本の将来を活力あるものとするためには、女性の活躍が鍵となります。しかしながら、我が国における女性の活躍は、国際的にみると低い水準にとどまっており、アジア諸国の中でも遅れをとりつつある状況です。こういった状況を変えていくため、今後、あらゆる分野で指導的地位に女性が占める割合が、二〇二〇年までに少なくとも三〇%程度になることを目指し、国民各界各層と「対話と協働」を図りつつ、取組を推進してまいります。また、本年一月十一日に施行される改正配偶者暴力防止法の下、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護・自立支援のための施策の充実に努めてまいります。

【青少年の真の自立を支える基盤の再構築】

将来を担う青少年の育成は、二十一世紀の我が国社会の在り方にかかわる国政上の最重要課題の一つであり、政府においては、平成十五年十二月に策定した「青少年育成施策大綱」等に基づき、各種施策を総合的かつ効果的に推進しているところです。しかしながら、現大綱策定からすでに四年が経過し、この間、各分野で様々な施策が講じられているものの、依然として、社会的自立の遅れや安全・安心の確保の問題など青少年をめぐるは大変厳しい状況がみられます。このような状況を踏まえ、政府では、本年中に新しい大綱を作成し、今後とも政府一体となった取組の充実強化を図ってまいります。

さらに、近年社会問題化している、子どもの健全な育成を阻害するおそれのある、DVDやビデオ、インターネット上などの有害な情報の氾濫に対し、内閣府では、昨年七月に「有害情報から子どもを守るための検討会」を立ち上げ、子どもを守るために、更にどのような方策をとることができるかについて幅広く検討を行ってまいりました。本年は、その検討の内容等も踏まえて、有害情報から子どもを守るための施策を一層進めてまいります。

また、昨年五月に策定しました「キャリア教育等推進プラン」に基づき、インターンシップ等のキャリア教育・職業教育の充実に取り組んでまいります。

青少年が明日に希望を持ち、社会の一員として自立し、活躍の場を広げるとともに、学校、家庭、地域等社会全体が互いに連携、協力して、青少年の育成に取り組む社会を目指し、今後とも各種施策を総合的かつ強力に展開していく所存です。

【食育の一層の定着】

「食」に関する様々な問題が生じ、「食」に関する情報が社会に氾濫する現在、国民一人一人が、自ら食の在り方を学んでいくことが求められています。子どもたちが豊かな人間性をはぐくみ生きる力を身に付けていくためには、「食」が極めて重要です。また、大人にとっても生活習慣病予防の観点から食生活の改善などの取組は重要です。国民が生涯にわたって健全な心身を培い、生き生きと暮らすことができるようにするためには、家庭、学校、地域等で社会を挙げて国民的広がりをもつ運動として、食育の推進に取り組む必要があります。

食育基本法の施行、さらには食育推進基本計画の策定を経て、食育を推進する取組は各方面で本格化しつつあります。子どもの朝食欠食率の増加傾向への歯止めなど、食をめぐる状況の改善もみられます。しかしながら、「豊かな人間形成」から「心身の健康の増進」にまでわたる幅広い概念を持つ食育の重要性について、必ずしも国民の関心が高まっているとは言えず、食育の一層の推進が求められています。

このため、家庭での取組を始めとした国民一人一人による日々の実践はもちろんのこと、学校、保育所、医療・保健の関係者や、食品関連事業者などの様々な食育の担い手が相互に連携を図ることも大切です。また、「早寝早起き朝ごはん」や「地産地消」などの運動とも連携しつつ、国民運動としての食育を推進してまいります。

皆様の御協力をお願いいたしますとともに、皆様の一層の御多幸をお祈りいたしまして、新年の御挨拶とさせていただきます。